革新懇運動の前進を

「原発のない社会」の実現を目指して

高浜原発運転差し止めた原動力に迫る

米原市民報
No519　2016年4月10日
日本共産党米原市議団
清水隆徳℡52-1969
藤田正雄℡55-1128
太田幸代℡54-2286

http://www.jcp-maibarashigidan.com

米原革新懇（平和・民主・革新の日本をめざす米原の会）では、結成１周年を迎え第２回総会を行います。その中で本年３月９日に大津地方裁判所で関西電力高浜原発３・４号機の差し止めの仮処分の申立に対して大津地方裁判所で、稼働中の原発の運転禁止を命じる決定を下しました。関電は10日に３号機の運転を停止しました。この決定の意味について、皆さんと一緒に考えたいと思っています。

稼働中の原発を差止

この決定は、事故によって停止中であった４号機とともに現に運転中であった３号機の停止をも求めるもので日本の原発史において初めての快挙というべきものです。また、今回の決定は、立地県でない滋賀からの差止請求に対する決定であるという点でも画期的なものです。

また、今回の決定は関西電力とともに規制委員会の新規制基準についても「災害が起こるたびに想定を超えると繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うなら、十二分な余裕を持った基準とすることを念頭に置き、対策の見落としにより過酷事故が起きた場合も致命的な状態にならないようにすることができるとの思想に立って新規制基準を策定すべきある」「現状では新規性基準が直ちに公共の安寧の基礎となるとの考えることはためらわざるを得ない」と規制基準についても厳しく指摘しています。

避難計画は国の責任で

「また避難計画をも視野に入れた幅広い基準が望まれるばかりか、それ以上に過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家に発生している」と規制基準の見直しについて国家としての責務があると断じています。

最後に「福島第一原発の原因究明は、今なお道半ばの状況であり、その災禍の甚大さに向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点に意を払わないのであれば、債務者（関電）ひいては原子力規制委員会の新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚える」と指摘し、「世界一の水準の規制基準」などと嘘吹く安倍政権と規制委員会を喝破するものとなっています。

県民運動と県民世論の勝利

今回の決定が、あえて３・11を前に出されたところに、裁判長の「心意気」を感じさせられます。その裁判長の心意気を感じさせられます。その裁判長の心意気をしっかり後押ししたのが「放射能からいのちと暮らし、びわ湖を守れ」の運動と県民世論であり、その力により勝ち取られたものであることが明らかです。

辻　義則（福井原発訴訟原告団長）
明るい滋賀の会ニュースより

総会のご案内

1、日時　2016年4月16日（土）　10:00～12:00
2、場所　米原公民館３階３Ａ研修室
3、総会及び講演会
　講演テーマ
「高浜原発を止めた力～住民と裁判所がつながった～」
　講師　杉原　秀典氏
（彦根・愛犬　原発のない社会をつくる会事務局長）
4、年会費　３，０００円

※加入されていない方は是非加入ください。米原革新懇は、平和・民主・革新を求める方なら誰でも参加できま

4月10日（日・10時～16時30分）長浜市民交流センターで、日本共産党後援会主催で「２０１６湖北・文化の集い」が開催されます。趣味の発表や落語会ギター演奏、また議会報告会で宮本岳志衆議院議員や杉本敏隆県会議員、佐藤こうへい県国民運動部長、長浜市・米原市の市会議員がお話します。また軽食コーナー・展示コーナーや無料法律相談等盛りだくさんです。参加費は家族であれば１世帯何人でも５００円です。参加希望の方は市会議員まで。